

指摘事項

介護医療院

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「施設条例」

鳥取市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める
条例（平成30年3月16日鳥取市条例第20号）

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス
及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要す
る費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平
成12年3月8日老企第40号）

☆施設サービスの取扱方針

- 身体的拘束等を行う場合の記録が不十分であった。
(条例第42条第2項)

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

☆身体拘束未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していなかった。介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上に実施し、資料等の記録を残すこと。（施設条例第48条第6項、老企第40号第2の8（10））

身体拘束未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に定める記録を行っていない場合及び基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。

☆勤務体制の確保

■勤務表について、介護医療院ごとに作成し、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。

また、医師や薬剤師など常勤換算方法により人員基準を満たす必要があるものについては、兼務関係等日々の勤務体制を明確に定めておくこと。
(条例第30条第1項)

介護医療院ごとに、原則として月ごと療養棟ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしておく必要がある。

医師が併設の病院と兼務する場合は、兼務状況を明確にした勤務表の作成が必要となる。

☆療養食加算

■療養食加算について、療養食の献立表が作成されていない。（老企第40号 第2の8(26)）

実際に提供されたことの確認ができないため、算定開始時に遡って自主点検し、過誤調整を行うこと。また、その結果について報告すること。

☆計画の作成

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとする。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。